

【湖風会 近畿支部】会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は【湖風会 近畿支部】と称す。以下本支部と言う。

(目的)

第2条 本支部は、滋賀県立大学同窓会「湖風会」(以下「湖風会本部」と言う)の会則第一章第2条と同じくする。

第3条 本支部会則は、湖風会本部会則中の 第6章第21条の支部規則とする。

(事務局)

第4条 本支部事務局は、支部長宅に置く。

(事業)

第5条 本支部は目的を達成する為に、下記の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② 支部役員の設定とその役員会の開催。
- ③ 各種親睦会、及びその他本支部の目的を達成する為に必要な事業。
- ④ その他

第2章 会員

(会員)

第6条 本支部会員は湖風会本部会則第2章第6条に定められてある、正会員、準会員、特別会員、及び名誉会員中の近畿圏(滋賀県を除く)に居住する者。

第3章 役員

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 若干名
- ③ 役員 若干名
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監事 1名
- ⑥ 顧問 若干名

(1) 役員は、支部の単位同窓会から選任された若干名とする。

(2) 支部長、副支部長、会計は役員間の互選により選出する。

(3) 監事は、他の役員との兼務はできない。

(4) 本支部は、会員の代表意見を求める為に、上記役員以外に、学部、学科、学年毎に若干名の「評議員」を指名、委任することが出来る。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

但し、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

- ① 支部長は、本支部を代表し会務を総括する。
- ② 副支部長は、支部長を補佐し、不在の時はその任務を代行する。
- ③ 役員は、役員会を組織し、本支部の事務の執行にあたる。緊急を要する事項を除いてその主要な物については、総会においての審議決定に拠るものとする。
- ④ 会計は、本支部の会計を掌る。
- ⑤ 監事は、本支部の会務及び会計を監査する。

(役員補充)

第10条 役員に欠員が生じたときは役員会の承認を得て、支部長がこれを指名する。

第4章 会議

第11条 本支部の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、隔年に1回開催し当会則第2章、第6条にて定めた会員で構成する。

① 総会は、本支部の運営に関する事項を審議する。

② 総会の定足数は役員、評議員及び委任状数を含む過半数以上の出席者数を持って成立する。

③ 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

④ 総会に欠席した会員の議決権は、出席者に一任した物とみなす。

⑤ 支部長は、必要あるときは臨時総会を招集する事が出来る。

(役員会)

第13条 ①役員会は、支部の執行機関として、必要に応じて支部長がこれを召集、予算、決算、事業に関する事、及び総会に付議する原案、会務に関する事を審議、議決する。

②役員会の定数は、委任状数を含む「3分の2」以上の出席者数にて成立する。

③役員会の議決は出席者数の過半数によって決する。

④本支部の運営活動の活性化を図る為に、役員会内に専門委員会を設置できる。

第5章 会計

(経費)

第14条 本支部の運営は、本部よりの助成金、臨時会費。寄付金等の収入をもってこれに当たる。

(会計年度)

第15条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第6章 会則変更

第16条 本支部会則の修正、及び変更は総会出席者の過半数により決議されるものとし、各条の補足は役員会の決議に拠る物とする。

付 則

① この会則は、平成24年4月22日から施工する。

② 支部所在地 支部長宅とする